○外務省告示第二十二号

平成二十九年十月十八日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

平成三十年一月三十日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億二千万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十月三十一日
4　署名者
日　本　側　倉井高志在パキスタン大使
国際連合児童基金側　クリスティアン・ムンドゥアテ在パキスタン事務所副代表

○外務省告示第二十三号

平成二十九年十二月十一日にヤウンデで、ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

平成三十年一月三十日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　ドゥアラ市ユプウェ水揚場・魚市場整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十三億五千七百万円
3　贈与の供与期限　平成三十五年三月三十一日
4　署名者
日　本　側　岡村邦夫在カメルーン大使
カメルーン側　ルイ・ポール・モタゼ経済・計画・国土整備大臣

○外務省告示第二十四号

平成三十年一月十七日にリロングウェで、マラウイ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がマラウイ共和国政府との間に行われた。

平成三十年一月三十日

外務大臣　河野　太郎

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　柳沢香枝在マラウイ大使
マラウイ側　ゴダール・エドワード・ゴンドウェ財務・経済計画・開発大臣

○厚生労働省告示第十八号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成三十年一月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目	名称	申請者
リボフラビン	ＲＦＥＳＣ02株を利用して生産されたリボフラビン	ＤＳＭ株式会社

○厚生労働省告示第十九号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条第五項、同条第八項及び同法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条第九項の規定に基づき、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成三十年一月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の九（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十一

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十二

○国土交通省告示第百二十三号

名古屋飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　設置者の氏名及び住所　愛知県　愛知県名古屋市中区三の丸三丁目一番二号
二　空港の名称及び位置　名古屋飛行場　愛知県西春日井郡豊山町
三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十九年国土交通省告示第七百九十七号を参照）
イ　誘導路
延長　二千八百三十九メートル
ロ　エプロン
面積　二十一万六百七平方メートル
四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成三十年三月一日

○北陸地方整備局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年一月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　七尾都市計画道路事業三・四・十八号外環状線
三　事業施行期間　自平成三十年一月三十日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　石川県七尾市万行町壱六、万行町壱五、矢田町壱号、矢田町カ、矢田町オ、矢田町レ、矢田町ノ、矢田町参号及び矢田町ウ地内
使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
燕市吉田下中野字筒中才二六七番一から同市吉田法花堂字浦畑三四六番一まで	前	一八・〇五～七二・八六メートル	〇・一一四キロメートル
	後	一八・〇五～四四・一五メートル	〇・一一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年一月三十日

北陸地方整備局長　小俣　篤

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百十六号	燕市吉田下中野字筒中才二八〇番八から同市吉田東栄町三五三番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成三十年一月三十日